

毎年期公休以外、皆勤者及成績優良ト認めタルモノハ其ノ期ノ純益金ノ所
酌シ各自ノ月給ノ三分ノ二以内ヲ給スルコト

一六、車掌月給制度採用ニ関スル件
現在給與ノ日給ヲ基本トシ月給ヲ採用ス但シ罰則ハ審査委員会ニ於テ決定ノ
コト

一七、月給制度ヲ撤回スルノ権利ヲ従業員側ニ保留スルコト
新制及採用ノ場合ハ昭和三年九月一日ニ送り計算スルコト
車掌時間外手当ニ関スル件

一八、會社ノ命ニ依リ時間外勤務又ハ乗務セル時ハ超過時間ニ對シ一時間ニ就テ日
給ノ二分ノ一ヲ支給スルコト
但シ公出ノ場合ハ運轉手ニ公シ

一、委員會ニ関スル件
公休日以外皆勤者ニハ日給ノ三分ノ一ヲ給與スルコト

一、審査委員会ハ会社側三名従業員(運轉手車掌側)三名ヲ以テ構成シ社長ハ會
議ニ参加スルモ發言權ヲ有セス本委員会ハ会社對従業員間ノ諸般ノ問題ヲ審
査考定決定スルモノタルコト

又管理委員会ハ会社側三名従業員側三名ヲ以テ構成シ社長ハ會議ニ列スルモ發
言權ヲ有ラズ本委員会ハ傷害保險ノ管理ヲスルモノトス
又本委員会ノ決定事項ニ對シ社長承認セサル時ハ其ノ効力ナクモノトス
但シ社長不採用スト雖モ兩方委員会ニ於テ三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ可決サ
レタル時ハ効力ヲ発スルモノトス

各種ノ委員会ハ秘密會議ニ非サルコト

- 一、此度ノ問題ニ関連シ絶對ニ解雇者ヲ出サザルコト
- 一、委員会ニ對シ保留セル條項ハ昭和三年九月十日前ニ決定シ置クコト
- 一、本覺書ハ封印トシ時ニ効力ヲ発スルモノトス

右為念覺書如件

昭和三年九月三日

會社側代表者 志保沢忠三郎 (印)
従業員側代表者 千田健一 (印)
中田惣寿 (印)

以上